昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日発行(但休日に当ると、「翌日)

の」を「課又は局の」に改める。

第十七条第四号中「次長、」を削り、

部、

課又は局

鳥取県行政組織規程の一部改正

次

有畜営農指導所

東伯郡中山町」及び「鳥取県米子ふ卵

種畜第一係、種畜第二係、」に改め、第四項中「鳥取県

第五十条第三項中「庶務係、種畜係、」を「庶務係、

♦規

則 目

規

則

鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則をここに公

布する。

昭和三十五年九月一日

鳥取県知事

石

破

\_\_\_\_

朗

鳥取県規則第四十一号

鳥取県行政組織規程(昭和二十八年四月鳥取県規則第 鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

二十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「総務部に次長を、 を削る。

米子市」を削る。

この規則は、 昭和三十五年九月一日から施行する。